

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成28年9月13日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 零時07分

出席者 委 員 委員長 千葉正弘

坂東一敏 古沢ちい子 関口孫一郎

福富善明 永田武志 梅澤米満

中島克則

議長 海老原恵子

傍聴者 大谷好一 茂呂健市 青木一男

針谷育造 広瀬昌子 小久保かおる

白石幹男 氏家晃 平池紘士

針谷正夫 大川秀子 入野登志子

天谷浩明 大武真一 岡賢治

小堀良江 高岩義祐 福田裕司

事務局職員 事務局 局長 稲葉隆造 議事課 長 田嶋 亘

主 査 藤澤恭之 主 査 福田博紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

商 工 振 興 課 長	増 山 昌 章
観 光 振 興 課 長	癸 生 川 亘
農 業 振 興 課 長	石 川 利 方
農 林 整 備 課 長	横 尾 英 雄
参事兼産業基盤整備課長	江 連 敏 夫
大 平 産 業 振 興 課 長	大 杉 栄
藤 岡 産 業 振 興 課 長	片 柳 耕 一 郎
都 賀 産 業 振 興 課 長	毛 塚 芳 彦
西 方 産 業 振 興 課 長	洪 江 和 弘
岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木 裕
教 育 総 務 課 長	天 海 俊 充
参事兼学校教育課長	島 田 芳 行
学 校 施 設 課 長	坂 田 知 司
保 健 給 食 課 長	中 田 勉
生 涯 学 習 課 長	福 田 栄 治
公 民 館 課 長	門 沢 廣 志
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	横 倉 延 男
文 化 課 長	大 出 光 一
文 化 課 主 幹	若 林 孝 幸
農業委員会事務局次長	毛 塚 政 宏

平成28年第3回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成28年9月13日 午前 9時開議 全員協議会室

日程第1 認定第 1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について

日程第2 認定第 9号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の説明聴取について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（千葉正弘君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（千葉正弘君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（千葉正弘君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎認定第1号（所管関係部分）の説明聴取

○委員長（千葉正弘君） 各会計の決算につきまして、常任委員会におけるスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

なお、質疑等審査につきましては、9月20日に開催する本常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取についてを議題といたします。

それでは、当局からの説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構でございます。

まず、歳出からお願いをいたします。

増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） おはようございます。ただいまから平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算書所管関係部分の歳出についてご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、5款労働費についてご説明いたします。決算書の282ページ、283ページをお開きください。

1項1目労働諸費、備考欄の上から4事業目です。勤労者福祉サービスセンター補助金につきましては、中小企業が単独では実施が困難な福利厚生事業を行うために設立された栃木市勤労者福祉サ

ービスセンターの運営に対する補助金であります。

次の勤労者向け資金融資預託金につきましては、同一事業所に1年以上勤務している市内居住の勤労者の方を対象として、2,000万円を限度に住宅新築等のための融資を行う勤労者住宅資金融資の原資として中央労働金庫に預託したものであります。

続きまして、2目勤労者福祉施設費についてご説明いたします。備考欄上から1事業目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、この科目で予算措置をしております職員1名分の給料、各種手当等の人件費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、同様の内容となりますので、改めての説明は省略させていただきます。

次の勤労青少年ホーム管理運営委託事業費につきましては、栃木勤労青少年ホームの指定管理者であります環境整備株式会社並びに大平勤労青少年ホームの指定管理者であるいすゞビルメンテナンス株式会社に対する管理運営委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、勤労者体育センター管理運営委託事業費につきましては、指定管理者であります環境整備株式会社に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の勤労者総合福祉センター管理運営委託事業費につきましては、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に対する管理運営委託料が主なものであります。

続きまして、284ページ、285ページをお開きください。6款農林水産業費についてご説明をいたします。1項1目農業委員会費、備考欄の上から2事業目、農業者年金事業費につきましては、農業者年金加入促進推進員手当38万円が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、農業委員会運営費につきましては、農業委員会委員報酬、農業委員会補助員報酬及び農業委員会委員等費用弁償が主なものであります。

次の農地銀行活動事業費につきましては、農地の流動化を促進するため、農家や農地の情報処理を行うコンピューター使用料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、機構集積支援事業費につきましては、農地台帳整備等のための臨時職員賃金であります。

2目農業総務費につきましてご説明をいたします。右の備考欄をごらんください。備考欄下から2事業目、栃木県南公設地方卸売市場事務組合負担金につきましては、栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町の3市2町で組織しております県南公設地方卸売市場の事務組合運営費に対する本市分の負担金を支出したものでありまして、負担割合29.09%であります。

次の農林課一般経常事務費（栃木）につきましては、米の生産調整に係る事務及び現地確認作業を行った各集落の農政協力員102名に対する謝金94万6,750円が主なものであります。

次のページ、286ページ、287ページをお開きください。農業関係資金利子補助金（栃木）につきましては、農業経営者が融資機関から借り入れた農業近代化資金に係る利子補給71万172円が主なものであります。

続きまして、3目農業振興費についてご説明をいたします。右の備考欄をごらんください。備考欄上から3事業目、栃木市農業再生協議会負担金（栃木）につきましては、栃木市農業再生協議会の運営に対する市の負担金であります。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金（栃木）につきましては、本事業を円滑に実施するため推進活動や要件確認等が必要となる経費を助成するものであり、栃木市農業再生協議会に対する補助金であります。

次の新規就農支援事業費につきましては、農業経営の不安定な就農初期段階におきまして、新規青年就農者を支援する青年就農補助金が主なものであります。

次の稲等病虫害防除事業費補助金につきましては、稲の病虫害防除を広域的に一斉に実施することにより、環境への負担軽減や作業を効率化し、生産性の向上を図るため、市内15の共同防除組織に対する補助金であります。

1事業飛びまして、とちぎアグリフェスタ負担金につきましては、平成27年12月5日に下野農業協同組合と共催で開催いたしました農業祭、とちぎアグリフェスタ実行委員会への負担金であります。

次の首都圏農業確立対策補助事業費（栃木）につきましては、首都圏農業確立対策事業費補助金として、経営体育成支援事業など機械導入のための補助金、さらに平成26年2月の大雪被害による被災農業者向け経営体育成支援事業として取り組んだ施設の復旧のための補助金、同じく大雪被害による農作物の次期作付支援補助金が主なものであります。なお、この大雪被害による事業につきましては、全て平成27年度繰越事業でございます。

次のページ、288、289ページをお開きください。農業用廃ビニール処理補助金につきましては、施設園芸作物用の廃ビニールについて適正な処理を推進するため、上都賀、下野各農協が事務局で各地域に設置している廃ビニール処理対策協議会に対する補助金であります。

次に、1事業飛びまして、農振センター施設管理費につきましては、施設の光熱水費41万799円、施設警備委託料51万1,785円が主なものであります。

次の地域農産物活用補助事業費につきましては、市内農産物直売所連絡協議会13店舗に対しまして、農産物の安全安心をPRするための事業に係る経費を支援する補助金であります。

1事業飛びまして、都市農村交流事業費につきましては、寺尾地区、皆川地区、大柿地区及び西方地区等で実施いたしました都市住民との農村交流事業でありまして、主に農業体験事業を展開する団体に対する補助金であります。

次の人・農地プラン推進事業費につきましては、集落が抱える人と農地の問題解決に向け、農地中間管理機構を活用した農地集積の取り組みに対する補助金と、農地中間管理事業に係る臨時職員賃金が主なものであります。

次の農地利用集積確保事業費補助金につきましては、農地の賃借により規模拡大を目指す認定農

業者と、それに協力した農地所有者に対する補助金であります。

次の優良種苗購入事業費補助金につきましては、とちおとめの生産拡大と品質向上のため、病害虫や土壌菌から隔離した優良種苗を生産者が購入するための補助金であります。

4事業飛びまして、次の産業祭開催事業費につきましては、大平産業祭実行委員会の負担金であります。

次の大平西地区農産加工所管理運営費につきましては、燃料費30万3,552円及び光熱水費33万2,884円などの施設維持管理費が主なものであります。

次の大平農村婦人の家管理運営費につきましては、光熱水費14万9,827円及びし尿浄化槽維持管理委託料15万162円などの施設の維持管理費が主なものであります。

次の藤岡町農業公社運営補助金につきましては、優良農地の確保や担い手育成を図るための事業等を行う藤岡町農業公社に対する補助金であります。

1事業飛びまして、産業祭実行委員会負担金につきましては、農商工連携により開催される、ふじおか産業祭実行委員会への負担金であります。

次の渡良瀬ふれあい農園管理運営費につきましては、農園用地借地料が主なものであります。

次の都賀町農業公社運営補助金につきましては、都賀町農業公社で実施しております農地利用集積円滑化事業や農作業受委託推進事業などの事業運営のための補助金であります。

次の西方農産物加工所管理運営費につきましては、給湯器改修工事費が主なものであります。

290ページ、291ページをお開きください。備考欄の上から4事業目、岩舟町ふるさとセンター管理運営費につきましては、消耗品費、光熱水費などの施設の維持管理費が主なものであります。

次のむらづくり施設指定管理事業費につきましては、静和ふれあいの郷センター、いわふねフルーツパークセンター、岩舟農村環境改善センターの3施設に対する指定管理事業費委託料及びいわふねフルーツパークセンターのパン発酵管理器1台と製氷機1台の備品購入費が主なものであります。

続きまして、4目畜産業費につきましては、経常的経費ですので、説明を省略させていただきます。

以上、5款1項1目労働諸費から6款1項4目畜産業費までの説明を終了させていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 続きまして、5目農地費の所管関係部分についてご説明いたします。

備考欄の上から3事業目、土地改良区育成強化事業補助金につきましては、栃木地域の8つの土地改良区が平成26年1月に合併し、栃木市土地改良区が設立され、土地改良区の運営強化に対する補助金でございます。

次の農地事務費（栃木）につきましては、柏倉町、星野町地内等の農道や農業用水路の補修用資

材購入費が主なものであります。

次の多面的機能事業（栃木）につきましては、仲仕上みどりの里ほか12組織が取り組んだ農地維持支払い、資源向上支払いの活動に対する補助金が主なものであります。

次の西前原地区県営かんがい排水事業負担金につきましては、県が実施した藤岡町部屋地内の西前原排水機場の更新のための施設工事に対する法定負担金でございます。

次の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金（栃木）につきましては、県が実施した美田東部頭首工の改修工事や大岩藤土地改良区内の揚水機場の長寿命化を図るため、施設工事に対する法定負担金でございます。

次の県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、栃木市土地改良区内の宮地区、細堀地区の農道舗装や梓ため池の補修を実施するための測量設計業務委託料と農道整備工事費でございます。また、栃木市土地改良区内、大久保地区で実施した水路改修事業に対する補助金でございます。

2事業飛びまして、市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、樋ノ口町や皆川城内町地内で行った農業用水路しゅんせつ工事や小野口町地内で実施した道路橋整備の測量設計業務委託及び農道整備工事であります。

次のページ、292、293ページをお開きください。備考欄の上から2事業目、地域農業水利施設ストックマネジメント事業につきましては、国府南部地区の揚水機場を更新し、施設の長寿命化を図るための施設工事費が主なものでございます。

次の農業基盤整備促進事業費（栃木）につきましては、栃木市土地改良区内の川原田、木野地区及び吹上地区の農道舗装を実施するための測量設計業務委託料と舗装工事費でございます。

さらに、栃木市東部土地改良区が実施した大宮、今泉地区の用水路整備工事延長450メートルに対する補助金でございます。

1事業飛びまして、多面的機能事業費（大平）につきましては、大平地内の10組織が取り組んだ活動に対する法定負担金が主なものでございます。

次の県単独農業農村整備事業費（大平）につきましては、大美間土地改良区域内真弓北地区で実施した揚水機工事更新に対する補助金でございます。

次の市単独土地改良区事業補助金（大平）につきましては、大平西部土地改良区や西水城水利土木組合で実施した揚水機工事更新に対する補助金でございます。

農業基盤整備促進事業費（大平）につきましては、大岩藤土地改良区の排水路改修工事及び大美間土地改良区の自動転倒堰改修工事に対する補助金でございます。

次の農業水利施設保全合理化事業費（大平）につきましては、老朽化した堰4カ所の施設機能保全計画策定業務委託料でございます。

1事業飛びまして、農地事務費（藤岡）につきましては、農道敷き砂利工事費が主なものであります。

次の多面的機能事業費（藤岡）につきましては、藤岡地内の5組織が取り組んだ農地維持活動、農業資源向上活動に対する交付金が主なものでございます。

次の西前原湛水防除事業費につきましては、西前原排水機場の運転に要する光熱水費316万1,831円、管理委託料及び改修工事費が主なものであります。

次の与良川水系湛水防除事業維持管理負担金につきましては、栃木市、小山市、野木町にまたがる地域の湛水被害を防除するための与良川排水機場に係る維持管理費の負担金でございます。

1事業飛びまして、排水事業維持管理補助金（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が管理する揚水機場4カ所の運営及び維持管理に要する費用に対する補助金であります。

1事業飛びまして、県単独農業農村整備事業費（藤岡）につきましては、思川西部土地改良区が行った新波地区の用水路改修事業に対する補助金でございます。

次のページ、294、295ページをお開きください。備考欄の上から2事業目、農業基盤整備促進事業費（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が行った揚水機場2カ所の更新事業及び農業用水路改修事業に対する補助金であります。

3事業飛びまして、多面的機能事業費（都賀）につきましては、富張地区環境保全会ほか4組織が取り組んだ共同活動、向上活動及び営農活動に対する交付金が主なものでございます。

次の都賀土地改良区運営補助金につきましては、都賀土地改良区の統合整備による運営強化のための補助金でございます。

次の県単独農業農村整備事業費（都賀）につきましては、都賀土地改良区で実施した水中ポンプ交換工事及び配水管漏水工事及び用水かさ上げ工事に対する補助金でございます。

7事業飛びまして、多面的機能事業費（岩舟）につきましては、岩舟地域内の7組織が取り組んだ農地維持支払い、資源向上支払いの活動に対する交付金が主なものであります。

次の6目地籍調査費につきましては、説明を省略させていただきます。

296、297ページをごらんください。続きまして、7目道の駅みかも費についてご説明いたします。備考欄の道の駅みかも管理運営委託事業費につきましては、レストランの施設修繕などでございます。

続きまして、8目道の駅にしかた費についてご説明いたします。備考欄の道の駅にしかた管理運営委託事業費につきましては、不動産賃借料が主なものでございます。

続きまして、9目農畜産業災害復旧費についてご説明いたします。備考欄の上から1事業目、農地事務費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、平成27年9月、関東・東北豪雨により被害のあった農業施設や農地、法面等を施設利用者や土地所有者が個別に補修、復旧する工事をする際の資材を支給するための資材購入費であります。

次の農畜産業災害復旧支援事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨に伴う支援事業でありまして、イチゴ苗の優良種苗緊急確保事業などが主な

ものであります。

次のページ、298、299をごらんください。次の2項1目林業総務費につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、2目林業振興費についてご説明いたします。備考欄の上から1事業目、治山林道管理費（栃木）につきましては、鍋山町地内林道栃戸沢線の維持補修工事費60万1,560円ほか2路線の維持補修工事費が主なものでございます。

2事業飛びまして、出流ふれあいの森施設維持管理費につきましては、施設用地約3万4,900平米の不動産賃借料及び施設内にある建物の給水を市上水道に切りかえるため、給水施設改修工事を行ったものが主なものでございます。

次の出流ふれあいの森管理運営委託費につきましては、指定管理者であるみかも森林組合に対する管理運営委託料であります。

次の間伐支援事業費（栃木）につきましては、間伐施業を行うに当たり、みかも森林組合が実施した森林経営計画作成促進や施業集約化の促進の取り組みに対する森林整備地域活動支援交付金であります。

次のページ、300、301ページをお開きください。次の治山林道管理費（大平）につきましては、林道西山田線等の維持管理業務委託料が主なものであります。

次の松くい虫防除委託事業費（大平）につきましては、松くい虫による被害の蔓延を防止するための松くい虫伐倒駆除等の業務委託料であります。

2事業飛びまして、明るく安全な里山林整備事業費（都賀）につきましては、元気な森づくり推進市町村交付金事業により、野生獣被害軽減のための里山林整備を実施した管理団体に対する交付金が主なものであります。

5事業飛びまして、明るく安全な里山林整備事業費（西方）につきましては、有害獣からの被害防止のため、栗野森林組合に委託した里山林整備委託料が主なものであります。

以上、6款1項5農地費から6款2項2目林業振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 石川農業振興課長。

○農業振興課長（石川利方君） 続きまして、7款商工費につきましてご説明をいたします。

恐れ入りますが、302、303ページをお開きください。1項1目商工総務費について、右の説明欄をごらんください。備考欄の上から2事業目、陸砂利採石監視事業費につきましては、市内の採石地などを巡回する監視員2名の報酬が主なものであります。

続きまして、2目商工業振興費について、備考欄の一番上、産業支援補助事業費につきましては、新製品や新技術の研究開発に要する経費の一部を補助する新製品等開発支援事業補助金等が主なものであります。

次の中小企業創業資金融資預託金につきましては、市内で新たに事業を起こす方などを対象とし

て500万円を限度に融資を行う中小企業創業資金融資の原資として預託するものであります。

次のページ、304、305ページをお開きください。備考欄の中小企業融資保証事業費（栃木）につきましては、栃木県信用保証協会が制度融資の保証料を優遇するための市町村特別保証制度に関する市の負担金と、市内中小企業者が市制度融資を利用する際の信用保証料を補助する補助金であります。

次の産業振興補助事業費（栃木）につきましては、産業の振興と活性化を図るため、各商工団体などが行う商工業振興に関する事業を支援するための補助金であります。

次の中小企業緊急景気対策特別資金融資預託金につきましては、特に厳しい経営状況のもとで売り上げが特定の割合以上減少している方を対象として、また取引金融機関の破綻などに伴い、金融取引に支障を来している方を対象として、それぞれ1,000万円を限度に融資を行う中小企業緊急景気対策特別資金融資の原資として預託するものであります。

次の中小企業向け資金融資預託金につきましては、市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者に対し、設備資金として2,000万円を限度に融資を行う中小企業設備合理化資金、運転資金として2,000万円を限度に融資を行う中小企業運転資金、設備資金または運転資金として1,250万円を限度に融資を行う中小企業者資金の原資として預託するものであります。

次のまちづくり資金融資預託金につきましては、歴史的街なみの景観形成などに係る修景工事などの工事費を用途とする資金として、また栃木駅周辺土地区画整理事業施行地区内での修景基準に基づく建物の新改築費を用途とする資金として、それぞれ3,000万円を限度に融資を行うまちづくり資金融資の原資として預託するものであります。

次の小規模事業者経営改善資金融資制度利子補助金につきましては、市内の商工会議所または商工会のあっせんにより、株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度を利用した小規模事業者に対し、その返済時に支払った利子の一部を補助するものであります。

次に、1事業飛びまして、企業立地促進事業費につきましては、市内に立地した事業対象企業16社の固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として交付及び宇都宮西中核工業団地に立地した1社の土地取得費用の10分の1の奨励金として交付したものが主なものであります。

次の買い物代行サービス事業費につきましては、日々買い物に行くことが困難な方への宅配サービスや安否確認などを実施した買い物代行サービス事業の委託料であります。

次の企業立地奨励補助金（大平）につきましては、旧大平町内に事業所などを新設した企業1社に対する補助金であります。

次の産業振興補助事業費（大平）から4つ下の産業振興補助事業費（岩舟）までは、産業の振興と地域の活性化を図るため、各地域の商工会が行う商工業振興に関する事業を支援するための補助金が主なものであります。

以上、7款1項1目商工総務費から2目商工業振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 横尾農林整備課長。

○農林整備課長（横尾英雄君） 続きまして、3目工業開発費につきましてご説明いたします。

306、307をお開きください。備考欄の千塚町上川原産業団地特別会計繰出金につきましては、千塚町上川原産業団地特別会計への繰出金であります。

1事業飛びまして、企業誘致事業費につきましては、宇都宮西中核工業団地企業誘致活動協議会負担金64万円が主なものであります。

次の栃木インター周辺開発事業費につきましては、実態調査を実施し、基本構想を策定した業務委託料が主なものであります。

次の都賀インター周辺開発事業費につきましては、基本構想の策定及び権利調査等の業務委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、大平みずほ企業団地公園等土地及び施設購入費につきましては、平成11年に造成されたみずほ企業団地内の公衆用道路、公園用地8,082平米の購入費用に対する償還金であります。

次の宇都宮西中核工業団地事務組合負担金につきましては、栃木市と鹿沼市で構成する一部事務組合の栃木市分の負担金であります。

続きまして、4目観光費につきましてご説明いたします。備考欄の上から2事業目、鯉飼育管理事業費につきましては、巴波川及び県庁堀等での鯉飼育に伴う経費であり、鯉飼育管理委託料が主なものであります。

次の山車会館管理運営委託事業費につきましては、当該施設の指定管理者である栃木市観光協会への管理運営委託料が主なものであります。

次の蔵の街観光館管理運営委託事業費につきましては、同協会への管理運営委託料であります。

次の観光資源開発活動補助金（栃木）につきましては、栃木市観光協会に対する補助金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、倭町小江戸ひろば管理運営費につきましては、栃木市観光協会に対する観光案内おもてなし委託料であります。

次のキュービクルカバー製作設置委託費につきましては、平柳町地内、昭和町市内のキュービクルカバー製作設置業務委託料であります。

次の観光振興宣伝事業費につきましては、栃木駅観光案内所での観光案内業務を行う臨時職員の賃金、恐れ入ります、次の308、309ページをお開きください。栃木市観光協会などへの観光宣伝事業委託料及び観光宣伝事業費負担金が主なものであります。

備考欄の3行目になります。観光行事補助金（栃木）につきましては、蔵の街サマーフェスタ等各種行事開催に伴う補助金が主なものであります。

1事業飛びまして、栃木市ブランド推進協議会交付金につきましては、市内の地域資源及び地域

の特性を生かした特産品、農産物を本市の地域ブランドとして認定し、県内外に情報を発信することにより、本市の知名度向上、産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的とした栃木市ブランド推進協議会への交付金であります。

次に、1事業飛びまして、観光まちづくり事業費につきましては、栃木市観光基本計画に掲げる目標の検証及び見直しを実施するための基礎的データを得ることを目的とした市内への観光入り込み客の旅行目的、消費額、満足度などの実態を把握するための観光アンケート調査業務委託料であります。

次の横山郷土館管理運営費につきましては、国有形登録文化財である横山郷土館での観光案内業務を行う臨時職員の賃金及び横山家居宅に附随し、貴重な観光資源である庭園の景観を維持するための庭園低木管理業務委託料が主なものであります。

次の国際観光まちづくり事業費につきましては、栃木市において近年増加中である外国人観光客の誘致を促進するために、ハード面、ソフト面の受け入れ環境整備を目的として実施した外国人観光客1日市民パスポート発行や多言語案内看板の作成に係る業務の委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、観光資源開発活動補助金（大平）につきましては、大平町観光協会への補助金であります。

次のプラッツおおひら管理運営委託事業費につきましては、当該施設の指定管理者である株式会社プラッツおおひらへの管理運営委託料であります。

次の観光施設管理事業費（大平）につきましては、大中寺憩いの森、清水寺の森等の観光案内の緑地管理及びトイレ清掃などの管理委託料が主なものであります。

次のかかしの里管理事業費につきましては、次ページになります。観光拠点施設であるかかしの里の管理運営委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、観光行事負担金（大平）につきましては、なつこい実行委員会への負担金及び光と音のページェント実行委員会への負担金が主なものであります。

次の311ページになります。2事業飛びまして、観光行事負担金（藤岡）につきましては、藤岡渡良瀬運動公園をメイン会場に、熱気球の全国大会の開催に伴う渡良瀬バルーンレース実行委員会の負担金が主なものであります。

次に、5事業飛びまして、観光行事負担金（都賀）につきましては、まるまるまるごとつがまつり実行委員会負担金及びつがの里花まつり負担金であります。

次の金崎桜堤管理事業費につきましては、桜堤の草刈り作業及び桜の枝の剪定作業のシルバー人材センターへの委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、観光行事負担金（西方）につきましては、にしかたふるさと祭り実行委員会への負担金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、観光施設管理事業費（岩舟）につきましては、首都圏自然歩道等の観

光施設管理委託料81万7,060円が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、観光行事補助金（岩舟）につきましては、サマーフェスタ in いわふねを主催する岩舟夏祭り実行委員会への補助金であります。

続きまして、5目商工施設災害復旧費につきましてご説明いたします。備考欄の中小企業災害復旧支援事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、市内中小企業者において豪雨等により被災した事業用設備の修理、買いかえ等に要する費用の一部を補助する中小企業再建支援補助金が主なものであります。

以上、7款1項3目工業開発費から7款1項5目商工施設災害復旧費までの説明を終了します。

なお、8款2項3目道路新設改良費、市道D-311号線ほか道路新設改良事業費（栃木仲方）につきましては、産業基盤整備課が所管であります。主要事務事業のため説明を省略させていただきます。

以上で終わります。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時45分）

○委員長（千葉正弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

○委員長（千葉正弘君） 10款から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構でございます。よろしくお願いします。

天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） それでは、350、351ページをお開きください。10款教育費につきましてご説明いたします。

1項1目教育委員会費、備考欄の教育委員会運営費につきましては、教育委員6名分の教育委員報酬が主なものであります。

次に、2目事務局費につきましてご説明いたします。備考欄一番下の訴訟事務委託費につきましては、訴訟の和解及び訴訟案件の発生により訴訟事務を弁護士に委託した際の着手金等になります。

次のページ、352、353ページをお開きください。3目教育振興費につきましてご説明いたします。備考欄の上から8事業目、奨学基金繰出金につきましては、就学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により就学することが困難な方に奨学金の貸し付けを行う奨学基金への繰出金であります。

次の入学資金融資預託、利子補給補助事業費につきましては、入学資金融資あっせんに係る足利銀行栃木支店への入学資金融資預託金と融資を受けた保護者への入学資金貸付金利子に対する補助

金であります。

次の義務教育施設整備基金積立金につきましては、義務教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、積み立てております基金から生じる利子及びふるさと応援寄附金等を積み立てたものであります。

次の子供たちの安全安心を守る緊急メール配信システム整備事業費につきましては、学校及び教育委員会から保護者に対して必要な情報を迅速かつ正確に発信し、非常災害時はもちろん、平常時においても保護者への各種お知らせや連絡手段として活用するためのシステム利用料であります。

次の私学振興補助金につきましては、本市に在園する國學院大学栃木學園に対する私学振興補助金であります。

次のページ、354、355ページをお開きください。備考欄上から4事業目、教師用教科書・指導書等購入事業費につきましては、平成27年度小学校使用教科書の全面改訂等により、授業に必要な教師用教科書及び指導書等の購入費及び小学校3、4年生の社会科で使用する副読本作成の委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、教育奨励事業費につきましては、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営に関し意見をいただいております学校評議員241名分の謝金が主なものであります。

次の臨海自然教室バス賃借費につきましては、小学5年生を対象として海の自然や産業等を体験する臨海自然教室実施の際の児童等送迎用バス借上料が主なものであります。

次の学校教育支援専門員配置事業費につきましては、学力向上やいじめ等の学校経営に関する相談への的確な支援や学校支援員への指導、適応指導教室の適応指導員への指導、助言を行うために配置した非常勤職員2名分の報酬が主なものであります。

次の特色ある学校づくり奨励補助金につきましては、市内各小中学校における児童生徒の特色ある教育活動を支援するため交付した夢のある学校づくり補助金であります。

次に、1事業飛びまして、適応指導教室運営事業費につきましては、不登校児童生徒の学校への復帰を目的に、通級している児童生徒への指導及びその保護者への相談等を行うため、学校教育指導員15名分の報酬が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、教育研究所運営費につきましては、現在抱えている教育課題解決のための調査研究を行うとともに、各種研修会や教育研究発表会の開催により、教職員の指導力向上や啓発を図るというものであり、教育研究所所長報酬が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、小中学校英語教育事業費につきましては、小学校外国語活動及び中学校英語教育の充実のため、各小中学校に派遣した外国語指導助手19人の報酬が主なものであります。

次の外国人児童生徒指導事業費につきましては、市内小中学校に在籍する日本語習得が不十分な外国人児童生徒への日本語指導や学校生活へ適応させる指導を行うために配置した日本語指導員2

名分の報酬が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、個別指導通級教室指導員配置事業費につきましては、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、一人一人の実態に応じた個別の指導を行うため、個別指導通級教室に配置した通級教室指導員4名分の報酬が主なものであります。

以上、10款1項1目教育委員会費から10款1項3目教育振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 続きまして、2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、356、357ページをお開きください。備考欄の上から4事業目、小学校運営費につきましては、市内小学校30校に共通する経費で、学校図書事務職員29名、学校技能員8名及びスクールバス運転手3名、合計40名分の嘱託、臨時職員の報酬及び賃金、校舎警備、電気設備、浄化槽など学校施設管理委託料、学校行事等交付金が主なものであります。

次の小学校コンピューター管理費につきましては、市内小学校30校の教育用コンピューター等のOA機器借上料が主なものであります。

次の栃木第三小学校運営費から、次ページの358、359ページの下から7事業目、小野寺北小学校運営費及び、2事業飛びまして、寺尾小学校運営費までの30事業につきましては、各小学校の運営に要する管理費でありまして、主な内容といたしましては、需用費として授業用消耗品等の購入費、LPガス、暖房用灯油等の燃料費、学校備品の修繕料、樹木の手入れ等の委託料、庁用器具及び図書の備品購入等でございます。

2事業戻りまして、研究大会小学校モデル校情報通信機器整備事業費につきましては、平成26年度の関東甲信越放送視聴覚教育研究大会で導入したOA機器の借上料であります。

次の小学校備品等整備事業費につきましては、合併前の旧市町で差異のありました印刷機やコピー機の導入形態を統一化するため、更新予定時期を迎えた学校から賃貸方式に切りかえるための借上料であります。

次に、1事業飛びまして、部屋小学校スクールバス臨時借り上げ事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、昨年9月に発生した災害により、部屋小学校のスクールバスが水没し、新たに購入するまでの間のバス借上料であります。

次の小学校教育環境整備事業費につきましては、小学校における算数、理科教育の振興を図るために整備する学校用器具購入費が主なものであります。

次の小学校保健事務費につきましては、小学校30校における内科、歯科、耳鼻科、眼科延べ135人の学校医報酬と、児童の学校における事故等に対する保険の掛金であります日本スポーツ振興センター負担金が主なものであります。

360ページ、361ページをお開きください。備考欄の上から1事業目の小学校健康診断事業費につ

きましては、新年度就学予定者に対する健康診断時の医師86人への報酬と、児童を対象にした心臓や腎臓検診並びに教職員の定期健康診断などの各種委託料が主なものであります。

続きまして、2目教育振興費につきましてご説明いたします。備考欄の小学校就学援助事業費につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる要保護及び準要保護児童の保護者への学用品費や給食費、修学旅行費、医療費等の援助費及び特別支援学級に在籍する児童の保護者への就学奨励費が主なものであります。

続きまして、3目学校建設費につきましてご説明いたします。備考欄の小学校施設整備事業費につきましては、市内小学校の遊具点検業務などの委託料及び真名子小学校プールろ過機改修工事などの施設整備工事費が主なものであります。

次の家中小学校屋内運動場改築事業費につきましては、屋内運動場の改築工事管理業務などの委託料及び改築工事などの工事費が主なものであります。

次の大平南小学校校舎整備事業費につきましては、校舎の改築工事管理業務などの委託料及び仮設校舎の賃借料、改築工事などの校舎整備工事費が主なものであります。

次の小学校施設非構造部材耐震化事業費につきましては、岩舟地域の小学校4校における屋内運動場照明などの非構造部材に関する耐震調査設計業務の委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、大平南小学校工作物整備事業費につきましては、大平南小学校の北側を走る県道岩舟小山線の道路拡張に支障となる工作物の解体工事費であります。

続きまして、3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。362、363ページをお開きください。備考欄の上から3事業目、中学校運営費につきましては、市内中学校14校に共通する経費で、学校図書事務職員13名、学校技能員4名及びスクールバス運転手1名、合計18名分の嘱託、臨時職員の報酬及び賃金、校舎警備、電気整備、浄化槽など学校施設管理委託料、学校行事等交付金並びに全国、関東大会出場経費交付金が主なものであります。

次の中学校コンピューター管理費につきましては、市内中学校14校の教育用コンピューター等のOA機器借上料が主なものであります。

次の栃木東中学校運営費から、次ページ、364、365ページの1事業目、岩舟中学校運営費までの14事業につきましては、各中学校の運営に要する管理費でありまして、主な内容といたしましては、需用費として授業用消耗品等の購入費、LPガス、暖房用灯油等の燃料費、学校備品の修繕料、樹木手入れ等の委託料、器具や図書などの備品購入等であります。

次の研究大会中学校モデル校情報通信機器整備事業費につきましては、平成26年度の関東甲信越放送視聴覚教育研究大会で導入したOA機器の借上料であります。

次の中学校備品等整備事業費につきましては、合併前の旧市町で差異のありました印刷機やコピー機の導入形態を統一化するため、更新予定時期を迎えた学校から賃貸方式に切りかえるための借上料であります。

次の中学校教育環境整備事業費につきましては、中学校における数学、理科教育の振興を図るために整備する学校用器具購入費が主なものであります。

次の中学校保健事務費につきましては、中学校14校における内科、歯科、耳鼻科、眼科医延べ65人の学校医報酬と、生徒の学校における事故等に対する保険の掛金であります日本スポーツ振興センター負担金が主なものであります。

次の中学校健康診断事業費につきましては、健康診断委託料として生徒を対象にした心臓や腎臓検診並びに教職員の定期健康診断などの各種委託料が主なものであります。

続きまして、2目教育振興費につきましてご説明いたします。備考欄の中学校就学援助事業費につきましては、先ほど361ページで説明いたしました小学校就学援助事業費と同様の内容でございます。要保護及び準要保護生徒への援助費及び特別支援学級に在籍する生徒への就学奨励費であります。

以上、10款2項1目学校管理費から10款3項2目教育振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 坂田学校施設課長。

○学校施設課長（坂田知司君） 続きまして、3目学校建設費についてご説明いたします。364、365ページをお開きください。

備考欄の中学校施設整備事業費につきましては、中学校3校の受水槽改修設計業務などの委託料及び市内中学校のプール改修工事、消防設備改修工事などの施設整備工事費が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、中学校施設非構造部材耐震化事業費につきましては、市内4中学校の武道場及び都賀中学校多目的ホール天井改修実施設計業務委託などの委託料及び改修工事費が主なものであります。

次の東陽中学校敷地拡張整備事業費につきましては、運動場面積が学校規模及び部活動の活動状況に比べ狭隘であり、また今後予定している武道場建築によりさらなる縮小が見込まれることから、隣地を買収して運動場の拡張と必要施設の整備を行うもので、東陽中学校許認可申請業務及び実施設計業務委託料1,166万4,000円のうち、前払金の349万円であります。なお、繰越明許費として委託料900万円を繰り越すものでございます。

続きまして、4項1目社会教育総務費についてご説明いたします。366、367ページをお開きください。備考欄の下から5事業目、青少年健全育成補助事業費につきましては、青少年問題協議会補助金が主なものであります。

次の青少年育成センター運営費（栃木）につきましては、少年補導員44名の報酬と青少年相談員2名の報酬が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、栃木市民大学事業費につきましては、市民に多様な学習機会を提供し、学習を通じた仲間づくりの場を提供することを目的とした事業でありまして、講師12名分の謝金が主なものであります。

次のページをお開きください。備考欄の2事業目、人権教育総合推進地域事業費につきましては、平成25年度から平成27年度までの3カ年間、文部科学省からの委託事業として都賀、西方地域を中心に実施しました人権教育研究推進事業の人権講話講師謝金が主なものであります。

次の社会教育指導員設置費（栃木）につきましては、とちぎ未来アシストネット事業の推進を担当する社会教育指導員2名及び家庭教育学級開設事業を担当する社会教育指導員2名分の報酬であります。

次の成人式開催事業費（栃木）につきましては、市全体の成人式参加者記念品代が主なものであります。

次の太平少年自然の家敷地賃借料につきましては、県立太平少年自然の家の一部敷地の不動産賃借料であります。

次に、1事業飛びまして、コミュニティ施設管理費につきましては、地域コミュニティ意識の醸成を図るための活動拠点となる栃木第三、第四、第五、第六地区コミュニティセンター及び藤岡城山コミュニティセンターの施設管理を行うものでありまして、第四地区コミュニティセンタートイレ配管改修工事費が主なものであります。

次のコミュニティ推進協議会補助金につきましては、栃木第三、第四、第五、第六地区の各コミュニティ推進協議会への育成補助金であります。

次の視聴覚ライブラリー事業費につきましては、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会において視聴覚教材として貸し出しをいたしますDVD11本の購入費及び同協議会への負担金であります。

次の科学する心を育む推進事業費につきましては、理科好きな子供たちを育てることを目的とした小学生対象の科学教室でありますサイエンススクールと、親子で楽しみながら科学の原理を学ぶサイエンスショーを中心としたスペシャルサイエンススクールの講師等への謝金及び実行委員会負担金が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、家庭教育学級開設事業費につきましては、家庭において望ましい子供の教育を行うために必要な知識や技能、態度についての学習機会を保護者に提供するために開設をしました家庭教育学級の講師謝金が主なものであります。

次のとちぎ未来アシストネット事業費（栃木）につきましては、学校、家庭、地域の連携を図りながら地域の教育力を高め、未来を担う子供たちへの生きる力を育む事業でありまして、地域コーディネーター活動謝礼金及びボランティア活動保険料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、地域連携推進モデル事業費につきましては、平成27年度栃木県から単年度の委託事業として、学校に配置されました地域連携教員を中心として地域と連携した特色ある学校づくりの推進を図ることを目的とした事業でありまして、事業推進用消耗品が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、社会教育指導員設置費（大平）につきましては、社会教育指導員1名

分の報酬であります。

次に、5事業飛びまして、社会教育指導員設置費（藤岡）につきましては、社会教育指導員1名分の報酬であります。

次のページをお開きください。備考欄の上から7事業目、社会教育指導員設置費（都賀）につきましては、社会教育指導員1名分の報酬であります。

次に、6事業飛びまして、社会教育指導員設置費（西方）につきましては、社会教育指導員1名分の報酬であります。

次に、3事業飛びまして、西方南部地区コミュニティセンター管理費につきましては、コミュニティセンターの水道料、電気料などの光熱水費及び浄化槽、消防設備保守点検業務委託料などの施設管理費であります。

次のにしかた子ども夏祭り負担金につきましては、西方地域市民会議で青少年育成推進組織であるにしかた子どもネットワークとともに実施する子ども夏まつりの事業負担金であります。

次に、2事業飛びまして、社会教育指導員設置費（岩舟）につきましては、社会教育指導員1名分の報酬であります。

続きまして、2目公民館費についてご説明いたします。372、373ページをお開きください。備考欄上から3事業目、栃木公民館管理運営費につきましては、社会教育指導員1名分の報酬及び施設管理業務13件分の委託料が主なものであります。

次の大宮公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金、施設管理業務10件分の委託料及び大宮公民館敷地の賃借料が主なものであります。

次の皆川公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金、施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次の吹上公民館管理運営費につきましては、施設管理業務10件分の委託料及び吹上公民館の一部敷地の賃借料が主なものであります。

次の寺尾公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金、施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次の国府公民館管理運営費につきましては、施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次に、6事業飛びまして、大平公民館管理運営費につきましては、施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、藤岡公民館管理運営費につきましては、施設管理業務13件分の委託料及び文化センター駐車場敷地賃借料が主なものであります。

次のページをお開きください。備考欄上から3事業目、都賀公民館管理運営費につきましては、施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、西方公民館管理運営費につきましては、施設管理業務5件分の委託料

及び公民館調理実習室屋上防水修理工事が主なものであります。

次の岩舟公民館管理運営費につきましては、施設管理業務6件分の委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、静和地区公民館管理運営費につきましては、施設管理業務7件分の委託料が主なものであります。

続きまして、3目図書館費についてご説明いたします。備考欄3事業目、図書館システム管理費につきましては、図書館6館の資料管理等に使用する図書館総合システムの保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附を図書館資料の充実を目的とした図書館振興基金に積み立てたものであります。

次に、1事業飛びまして、栃木市図書館岩舟館管理運営費につきましては、図書館岩舟館の臨時職員5名分の賃金及び貸し出し、閲覧用に供する図書資料購入費が主なものであります。

次の図書館個人文庫資料購入費につきましては、平成26年度に市民の方から青少年向けの図書資料の充実を目的に100万円の寄附金をいただき、その資料を5年間にわたり計画的に購入するための図書購入費であります。

以上、10款3項3目学校建設費から10款4項3目図書館費までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 中田保健給食課長。

○保健給食課長（中田 勉君） 続きまして、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。

376、377ページをお開きください。備考欄の上から2事業目、ふるさと文化振興基金積立金につきましては、同基金への寄附金と基金利子を積み立てたものであります。

1事業飛びまして、文化課一般経常事務費につきましては、臨時職員賃金が主なものであります。

次の文化補助金につきましては、山本有三ふるさと記念館運営補助金及び栃木市文化活動協議会補助金が主なものであります。

1事業飛びまして、とちぎ蔵の街美術館特別企画展等開催事業費につきましては、各種展覧会及び附随する講演会やワークショップ等の費用でありまして、企画展会場設営等委託料が主なものであります。

次のとちぎ蔵の街美術館作品収集事業費につきましては、清水登之の油彩画1点及び喜多川歌麿の版画1点の美術作品購入費であります。

次のとちぎ蔵の街美術館運営費につきましては、美術館管理委託料及び美術館土地建物の不動産賃借料が主なものであります。

次の文化財施設共通管理費につきましては、文化財施設の除草等管理委託料が主なものであります。

1事業飛びまして、下野国庁跡管理運営費につきましては、下野国庁跡資料館の管理人賃金及び建物警備と樹木維持管理等の委託料が主なものであります。

次の郷土参考館管理運営費につきましては、火災報知設備等保守点検及び管理業務委託料が主なものであります。

1 事業飛びまして、地層たんけん館管理運営費につきましては、建物の警備と清掃業務の委託料が主なものであります。

次の藤岡歴史民俗資料館管理運営費につきましては、1 名分の臨時職員賃金及び警備保障と清掃の委託料が主なものであります。

続きまして、378、379ページをお開きください。次の栃木市史料調査研究事業費につきましては、栃木の在村記録「幕末維新期の胎動と展開」第3巻翻刻の委託料であります。

次のおおひら歴史民俗資料館管理委託事業費につきましては、おおひら歴史民俗資料館の管理運営委託料が主なものであります。

次のおおひら郷土資料館施設整備事業費につきましては、おおひら郷土資料館の畳取りかえ等工事費であります。

次の下野七廻り鏡塚古墳出土品保存処理事業費につきましては、出土した遺物の保存処理業務委託料が主なものであります。

次の歌麿の愛したまちとちぎ事業費につきましては、まちなか美術館として開館しましたとちぎ歌麿館の管理運営委託料及び歌麿まつり補助金が主なものであります。

次の文化財保存修理事業費につきましては、市指定有形文化財修理費補助金及び県指定有形文化財修理費補助金が主なものであります。

次の文化財補助金につきましては、文化財所有者及び保存団体の保存伝承に係る補助金が主なものであります。

2 事業飛びまして、とちぎ蔵の街美術館屋根改修事業費につきましては、経年劣化に伴い、館内に雨漏りが発生していることから行った工事費であります。

続きまして、5 目文化会館費につきましてご説明いたします。備考欄一番下の栃木文化会館施設整備事業費につきましては、栃木文化会館小ホール舞台つりものワイヤー等更新工事費が主なものであります。

続きまして、380、381ページをお開きください。備考欄の文化会館管理運営委託事業費につきましては、指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の岩舟文化会館管理運営費につきましては、1 名分の臨時職員賃金及び管理運営委託料が主なものであります。

次の岩舟文化会館自主事業費につきましては、自主事業講演等委託料が主なものであります。

以上、10款4項4目文化財保護費から10款4項5目文化会館費までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 福田生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田栄治君） 続きまして、5 項1 目保健体育総務費につきましてご説明いたしま

す。

備考欄の上から2事業目、スポーツ振興課一般経常事務費につきましては、スポーツ推進委員62名の委員報酬が主なものであります。

次のスポーツ団体補助金につきましては、栃木市体育協会補助金及びスポーツ団体活動補助金が主なものであります。

次のスポーツ大会開催委託事業費（栃木）につきましては、各種スポーツ大会等への業務委託料が主なものであります。

次の少年スポーツ振興事業費（栃木）につきましては、少年スキー教室時のスキー場施設等借上料が主なものであります。

1事業飛びまして、スポーツ振興基金積立金につきましては、同基金への寄附金505件を積み立てたものであります。

続きまして、382、383ページをお開きください。備考欄の上から1事業目、生涯スポーツ振興事業費（大平）につきましては、剣道、柔道等のスポーツ教室7教室の指導者への謝礼58万8,000円及びバスケットボール教室などの3教室開催のための生涯スポーツ推進業務委託料77万5,000円が主なものであります。

7事業飛びまして、生涯スポーツ振興事業費（岩舟）につきましては、岩舟駅伝競走大会及び岩舟健康マラソン大会の業務委託料であります。

続きまして、2目体育施設費につきましてご説明いたします。備考欄の上から2事業目、体育施設共通管理費（栃木）につきましては、剣道場並びに運動広場施設修繕費113万1,948円が主なものであります。

1事業飛びまして、次の大宮運動広場管理費につきましては、不動産賃借料が主なものであります。

4事業飛びまして、大塚運動広場管理費につきましては、不動産賃借料が主なものであります。

2事業飛びまして、栃木市屋内運動場管理費につきましては、施設の管理委託料が主なものであります。

次の体育施設共通管理費（大平）につきましては、施設の受け付け業務委託料が主なものであります。

次の体育館管理費（大平）につきましては、大平南体育館の光熱水費140万1,454円及び大平体育館、大平南体育館の清掃業務管理運営委託料176万5,773円が主なものであります。

次の大平武道館管理費につきましては、光熱水費66万3,824円及び消防設備点検や清掃業務委託料20万5,772円が主なものであります。

続きまして、384、385ページをお開きください。備考欄の上から1事業目、地域のひろば管理費につきましては、7カ所ある地域のひろばの管理委託料58万8,070円及び不動産賃借料が主なもの

であります。

次の体育施設共通管理費（藤岡）につきましては、藤岡スポーツふれあいセンター管理業務を行う臨時職員 1 名分の賃金及びシルバー人材センターに業務を委託しております施設管理委託料44万7,558円が主なものであります。

次の藤岡総合体育館管理費につきましては、平日の貸し出し受け付け業務等を行う臨時職員 1 名分の賃金及び施設点検等のための各種業務委託や日曜、祝日、夜間利用の際、シルバー人材センターに委託しております体育館管理業務などの施設管理委託料が主なものであります。

1 事業飛びまして、体育施設共通管理費（都賀）につきましては、1 名分の臨時職員賃金及び都賀地域 3 小学校と市民運動場の夜間照明電気料等の光熱水費245万9,535円が主なものであります。

次のつがスポーツ公園管理費につきましては、グラウンド芝維持管理等の委託料が主なものであります。

次のコミュニティセンター管理費（都賀）につきましては、3 カ所のコミュニティセンターの光熱水費279万6,020円及び浄化槽清掃等の施設管理業務委託料99万782円が主なものであります。

次の都賀体育センター管理費につきましては、光熱水費86万4,118円が主なものであります。

次の体育施設共通管理費（西方）につきましては、グラウンド維持管理や設備の保守点検業務の委託料が主なものであります。

3 事業飛びまして、西方総合文化体育館管理費につきましては、施設の管理業務や設備の保守点検業務の委託料及び光熱水費464万5,923円が主なものであります。

3 事業飛びまして、岩舟総合運動場管理費につきましては、総合運動場管理委託料及び不動産賃借料が主なものであります。

続きまして、3 目学校給食費についてご説明いたします。386、387ページをお開きください。備考欄の上から 1 事業目、学校給食事業費につきましては、学校給食の運営に係る臨時調理員等 8 名分の賃金、消耗品、燃料費、施設管理費及び賄い材料費が主なものであります。

次の学校給食調理業務民間委託費につきましては、14の調理場の調理業務及び13調理場の配送業務の民間委託費であります。

次の学校給食食物アレルギー対応事業費につきましては、食物アレルギーアドバイザー報酬 2 名分、食物アレルギー対応学校生活管理指導票の作成手数料273件分が主なものであります。

次の地域特産学習事業費につきましては、リーフレット等印刷製本費、賄い材料費が主なものであります。

以上、10項 5 項 1 目保健体育総務費から10款 5 項 3 目学校給食費までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 門沢公民館課長。

○公民館課長（門沢廣志君） 続きまして、388、389ページをお開きください。11款災害復旧費につきましてご説明いたします。

1 項 1 目農業施設災害復旧費の所管関係部分につきましてご説明いたします。備考欄の上から 1 事業目、農業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（栃木）につきましては、平成27年 9 月の関東・東北豪雨により、被害のあった農業施設について国庫補助に該当しない17カ所の市単独費用による災害復旧工事が主なものであります。

また、土地改良区や用水組合が管理する農業施設について、こちらも国庫補助に該当しない13カ所の災害復旧工事に対する補助金であります。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（大平）につきましては、平成27年 9 月の関東・東北豪雨による農業施設復旧事業に伴う栃木市建設業協同組合への災害復旧委託料及び土地改良区等への農業施設復旧補助金であります。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（藤岡）につきましては、西前原排水機場施設機能回復工事費及び災害復旧工事24件に係る市単独土地改良事業費補助金が主なものであります。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（都賀）につきましては、激甚災害に指定された都賀町土地改良区における農業施設災害 7 カ所のうち、完了した 4 カ所の復旧工事費及び災害査定設計委託料等の補助金であります。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（西方）につきましては、施設災害復旧工事請負費、小倉堰、真名子両土地改良区に対します市単独土地改良事業補助金及び小倉堰土地改良区に対する国庫補助事業市負担分補助金であります。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（岩舟）につきましては、三谷地区のため池の災害復旧のための測量設計業務委託料と工事請負費に伴う前金払いであります。なお、工事については、平成28年度に繰り越しとなっております。また、農業用施設の災害復旧に係る市建設業協同組合への委託 5 カ所に対する委託料であります。

さらに、大岩藤土地改良区が実施した災害復旧工事15カ所及び岩舟土地改良区が実施した12カ所の災害復旧工事に対する補助金であります。

続きまして、390、391ページをお開きください。2 目林業施設災害復旧費につきましてご説明いたします。備考欄の上から 1 事業目、林業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（大平）につきましては、平成27年 9 月の関東・東北豪雨による林業施設復旧事業に伴う栃木市建設業協同組合への災害復旧委託料及び林道西山田線の災害復旧工事費であります。

次の林業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（都賀）につきましては、土砂災害のありました林道木の西線及び野鳥の森進入路の復旧請負工事費であります。

次の林業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（西方）につきましては、林道真上男丸柏木線災害復旧工事請負費が主なものであります。

次の林業施設災害復旧事業費（平成27年 9 月豪雨災害）（岩舟）につきましては、林道 2 路線の

災害復旧に係る市建設業協同組合への委託4カ所に対する委託料と林道広戸三谷線の路側復旧工事費が主なものであります。

続きまして、3目農地災害復旧費の所管関係部分につきましてご説明いたします。備考欄の上から1事業目、農地災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨による被害のあった農地について、国庫補助による復旧工事2カ所と市単独による災害復旧工事5カ所の査定設計書作成業務や実施設計業務委託料と災害復旧工事費であります。また、土地改良区内の被害のあった農地の災害復旧工事3カ所に対する補助金であります。

次の農地災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（藤岡）につきましては、被災した国府地区の農地、法面の復旧工事費であります。

次の農地災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（都賀）につきましては、激甚災害に指定された都賀町土地改良区における農地災害2カ所の災害査定設計委託料等の補助金であります。

続きまして、396、397ページをお開きください。3項1目小学校災害復旧費についてご説明いたします。備考欄の上から1事業目、小学校施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨による被害を受けた小学校3校の設計業務委託料780万8,400円及び小学校6校の災害復旧工事費3,493万3,905円であります。

次に、2目中学校災害復旧費についてご説明いたします。中学校施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、被害のあった藤岡第一中学校への側溝コンクリート板据えつけ工事であります。

次に、3目社会教育災害復旧費につきましてご説明いたします。備考欄の1事業目、体育施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、大光寺河川敷運動場災害復旧工事費が主なものであります。

次の社会教育施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（藤岡）につきましては、被害のあった部屋地区公民館災害復旧工事費であります。

続きまして、398、399ページをお開きください。5項1目商工施設災害復旧費についてご説明いたします。備考欄の1事業目、商工施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨により被害のあった横山郷土館及び県庁堀揚水ポンプの維持補修費等であります。

次の商工施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（大平）につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨被害における災害復旧委託料であります。

11款1項1目農業施設災害復旧費から11款5項1目商工施設災害復旧費までの説明をいたしました。

以上で歳出に関する所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（千葉正弘君）　ここで暫時休憩いたします。

(午前 11 時 00 分)

○委員長（千葉正弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 10 分)

○委員長（千葉正弘君） 歳入の説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構でございます。

江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） これまでの歳出の説明に続きまして、所管関係部分の歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、84、85ページをお開き願います。12款分担金及び負担金についてご説明いたします。1 項 3 目 1 節農業費負担金、備考欄の地域農業水利施設ストックマネジメント事業負担金につきましては、国府土地改良区内で実施しました地域農業水利施設ストックマネジメント事業の地元負担25%の負担金であります。

続きまして、5 目 1 節小学校費負担金、備考欄の日本スポーツ振興センター負担金につきましては、児童に対する災害共済の負担金であり、1 人当たり945円のうち460円が保護者の負担分でありまして、小学生7,702人分の負担金であります。

続きまして、2 節中学校費負担金、備考欄の日本スポーツ振興センター負担金につきましては、小学校費負担金と同じ内容でありまして、中学生4,114人分の負担金であります。

続きまして、3 節社会教育費負担金、備考欄の視聴覚ライブラリー教材購入費市町負担金につきましては、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会において貸し出しをいたします視聴覚教材の購入経費に対する小山市、下野市、壬生町及び野木町からの負担金であります。

続きまして、90、91ページをお開き願います。13款使用料及び手数料についてご説明いたします。1 項 4 目 1 節労働使用料、備考欄の市民会館敷地使用料につきましては、電柱等14本の敷地使用料であります。

次の勤労者総合福祉センター行政財産使用料につきましては、自動販売機 1 台、冷蔵庫 1 台及び電柱 1 本の敷地使用料であります。

次の大平勤労青少年ホーム敷地使用料につきましては、電柱 6 本の敷地使用料であります。

次の勤労者体育センター行政財産使用料につきましては、自動販売機 1 台の敷地使用料であります。

続きまして、5 目 1 節農業使用料、備考欄の農業施設敷地使用料（栃木）につきましては、神田町営農集団作業所にあります電柱 2 本の敷地使用料であります。

次の農村振興総合センター使用料につきましては、栃木市農村振興総合センターの調理室、ホー

ル等の施設使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（大平）につきましては、西地区農産加工所及び農村婦人の家の加工施設使用料であります。

次の農村婦人の家敷地使用料につきましては、電柱1本の敷地使用料であります。

次の藤岡農産加工センター使用料につきましては、みそ等製造室及び菓子製造室の施設使用料であります。

次の道の駅みかも敷地使用料につきましては、ケーブルテレビ埋設管の敷地使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（西方）につきましては、西方農産物加工所、真名子農産物加工所及び西方農村婦人の家の施設の使用料であります。

次のページ、92、93ページをお開きください。備考欄の農業施設敷地使用料（岩舟）につきましては、下野農業協同組合一元集出荷場及びJ Aエルサポートの土地賃借料及び岩舟町ふるさとセンター、農業振興施設、農村公園にあります電柱28本の敷地使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（岩舟）につきましては、岩舟町ふるさとセンターの加工施設の使用料であります。

続きまして、2節林業使用料、備考欄の林業施設敷地使用料につきましては、星野集会所敷地内の電柱2本の敷地使用料であります。

次の林業使用料（大平）につきましては、土砂搬入に伴う林道の占有料であります。

続きまして、6目1節商工使用料、備考欄の工業団地敷地使用料につきましては、大光寺工業団地内の電柱4本の敷地使用料であります。

次の観光施設敷地使用料につきましては、山車会館、蔵の街観光館等の敷地に設置されている電柱6本の敷地使用料であります。

次の駐車場敷地使用料につきましては、室町、旭町駐車場の使用料であります。

次の蔵の街観光館使用料につきましては、観光館テナント使用料であります。

次の倭町小江戸ひろば使用料につきましては、北蔵テナント使用料等であります。

次の横山郷土館使用料につきましては、横山郷土館の入館料であります。

次のかかしの里使用料につきましては、野球場、バーベキュー施設などの使用料であります。

次のかかしの里行政財産使用料につきましては、体験農園及び電柱等の敷地使用料であります。

次のプラッツおおひら敷地使用料につきましては、電柱2本及び郵便ポストの敷地使用料であります。

次の駐車場敷地使用料につきましては、都賀インター周辺開発の企業誘導用地として先行取得いたしました土地に係る行政財産使用料2件分であります。

以上、12款1項3目農林水産業費負担金から13款1項6目商工使用料までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君）　大杉大平産業振興課長。

○大平産業振興課長（大杉　栄君）　続きまして、9目教育使用料につきましてご説明いたします。

96、97ページをお開きください。1節教育総務使用料、備考欄の1行目、教育施設敷地使用料につきましては、藤岡公民館北にある元教員住宅敷地にある電柱2本の敷地使用料であります。

続きまして、2節小学校使用料、備考欄の小学校敷地使用料につきましては、小学校校内にある東電やN T Tなどの電柱の敷地使用料が主なものであります。

次の栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料から99ページ3行目の静和小学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料までの7事業につきましては、各小学校施設の屋根を太陽光発電施設のために貸し出した際の使用料であります。

続きまして、3節中学校使用料、備考欄の中学校敷地使用料につきましても、中学校校内にある東電やN T Tなどの電柱の敷地使用料が主なものであります。

次の栃木西中学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料から寺尾中学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料までの8事業につきましては、各中学校施設の屋根を太陽光発電施設のために貸し出した際の使用料であります。

続きまして、4節学校開放使用料、備考欄の特別教室使用料（栃木）につきましては、学校施設を開放しております栃木南中学校の特別教室の使用料であります。

次の学校体育館使用料（栃木）から4行目、学校体育館使用料（藤岡）まで、1行飛びまして、学校体育館使用料（都賀）から学校体育館使用料（岩舟）につきましては、各地域の小中学校体育館の使用料であります。

戻りまして、5行目の屋外運動場夜間照明使用料につきましては、藤岡地域小中学校3校の夜間照明使用料であります。

続きまして、5節社会教育使用料、備考欄の3行目の栃木公民館使用料、1行飛びまして大宮公民館使用料、101ページ1行目の皆川公民館使用料、2行飛びまして吹上公民館使用料、次の寺尾公民館使用料、次の国府公民館使用料は、各公民館の施設使用料であります。

99ページにお戻りください。下から2行目の栃木公民館敷地使用料、101ページ2行目の栃木図書館敷地使用料、次の皆川公民館敷地使用料、3行飛びまして大宮公民館敷地使用料、次の社会教育施設敷地使用料につきましては、電柱などの設置のための敷地使用料であります。

次のコミュニティセンター使用料につきましては、栃木第三、第四、第五、第六地区コミュニティセンター使用料であります。

次の栃木図書館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料、次の大平図書館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料、次の国府公民館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、太陽光発電施設を設置している栃木メガソーラー株式会社からの屋根貸し出し使用料であります。

次の栃木文化会館使用料につきましては、栃木文化会館内で営業しております食堂の会館使用料

であります。

次のおおひら歴史民俗資料館敷地使用料につきましては、ケーブルテレビ電源供給柱の敷地使用料であります。

次のとちぎ蔵の街美術館使用料につきましては、とちぎ蔵の街美術館への入館料であります。

次のとちぎ蔵の街美術館敷地使用料につきましては、とちぎ蔵の街美術館における東電の電柱の敷地使用料であります。

次の栃木文化会館敷地使用料につきましては、東電の電柱の敷地使用料及びケーブルテレビ電源供給柱の敷地使用料であります。

次の都賀文化会館敷地使用料につきましては、N T Tの電柱の敷地使用料であります。

次の大平公民館使用料、3行飛びまして藤岡公民館使用料、次の藤岡地区公民館使用料、次の三鴨地区公民館使用料、次の部屋地区公民館使用料、103ページ1行目の赤麻地区公民館使用料、次の都賀公民館使用料、2行飛びまして西方南部地区コミュニティセンター使用料、次の西方公民館使用料、次の岩舟公民館使用料につきましては、各公民館の施設使用料であります。

101ページにお戻りください。下から7行目の藤岡公民館敷地使用料につきましては、電柱などの設置のための敷地使用料であります。

次の行政財産使用料（藤岡教育支所）につきましては、藤岡公民館建屋を使用している社会福祉協議会からの施設使用料であります。

103ページ3行目の都賀公民館敷地使用料につきましては、電柱などの設置のための敷地使用料であります。

次の行政財産使用料（西方教育支所）につきましては、栃木ケーブルテレビの電柱使用料であります。

上から10行目の岩舟文化会館使用料につきましては、岩舟文化会館の使用料であります。

続きまして、6節保健体育使用料、1行目の栃木中央小学校給食共同調理場太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、栃木中央小学校給食共同調理場に設置いたしました太陽光発電のための屋根貸し出し使用料であります。

次の藤岡学校給食センター敷地使用料につきましては、センター敷地内にあるケーブルテレビの電柱使用料です。

次の屋外運動場夜間照明使用料（栃木）につきましては、栃木地域の学校11校に設置してあります夜間照明施設の使用料であります。

次の体育施設敷地使用料（栃木）につきましては、栃木ウーヴァフットボールクラブ事務所の敷地使用料と電柱設置のための敷地使用料であります。

次の屋内運動場使用料につきましては、屋内運動場の施設使用料であります。

次の体育館使用料につきましては、大平体育館及び大平南体育館の使用料であります。

次の大平運動公園使用料につきましては、テニスコート、さくら球場、多目的運動広場などの使用料であります。

次の大平武道館使用料につきましては、大平武道館の使用料であります。

次の藤岡渡良瀬運動公園使用料につきましては、公園内施設の使用料であります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター使用料につきましては、施設内シャワーの使用料であります。

次の藤岡総合体育館使用料、次の藤岡弓道場使用料につきましては、各社会体育施設の使用料であります。

次の藤岡総合体育館敷地使用料につきましては、敷地内にあります電柱の敷地使用料であります。

次のつがスポーツ公園使用料につきましては、テニスコート、多目的運動場、弓道場の使用料であります。

次の体育施設使用料（都賀）につきましては、都賀体育センターや3つのコミュニティセンター、体育館の使用料であります。

次の体育施設敷地使用料（都賀）、次の体育施設敷地使用料（西方）につきましては、敷地内にあります電柱の敷地使用料であります。

次の体育施設使用料（西方）につきましては、西方総合公園運動場及び西方地域4カ所のグラウンドの使用料であります。

104、105ページをお開きください。備考欄の西方総合文化体育館使用料につきましては、体育館施設の使用料であります。

次の西方総合文化体育館敷地使用料につきましては、敷地内にあります電柱の敷地使用料であります。

次の西方総合文化体育館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、太陽光発電のために貸し出した体育館の屋根の使用料であります。

次の屋外運動場夜間照明使用料（岩舟）につきましては、岩舟総合運動場の夜間照明使用料であります。

次の岩舟総合運動場使用料につきましては、岩舟体育館、野球場、ソフトボール場及びテニスコートの使用料であります。

以上、13款1項9目教育使用料の説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 片柳藤岡産業振興課長。

○藤岡産業振興課長（片柳耕一郎君） 続きまして、2項4目農林水産業手数料につきましてご説明いたします。

110ページ、111ページをお開きください。4目1節農業手数料、備考欄の農用地証明等手数料につきましては、農用地区域、いわゆる農振、青地、白地の証明に関する手数料であります。

次の耕作証明等手数料につきましては、農業委員会関係各種証明手数料であります。

次の地籍調査関係証明手数料（岩舟）につきましては、地籍調査の成果にかかわる座標値の証明手数料であります。

続きまして、5目1節商工手数料、備考欄の煙火消費申請手数料につきましては、イベント等での花火の打ち上げ許可7件の許可申請手数料であります。

14款国庫支出金についてご説明いたします。116、117ページをお開きください。1項3目1節小学校費負担金、備考欄の公立学校施設整備費国庫負担金につきましては、大平南小学校の校舎及び家中小学校の屋内運動場の改築工事に対する国庫負担金であります。

続きまして、4目2節公立学校施設災害復旧費負担金、備考欄の公立学校施設災害復旧費国庫負担金につきましては、栃木第三小学校、吹上小学校、部屋小学校の3校の災害復旧工事に係る国庫負担金であります。

120、121ページをお開きください。2項5目2節小学校費補助金、備考欄の学校施設環境改善交付金につきましては、大平南小学校の校舎の地震改築、不適格改築及び太陽光、家中小学校の屋内運動場の不適格改築に対する国庫補助金であります。

次の理科教育等設備整備費補助金につきましては、小学校における算数、理科教育関係備品等の購入費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の要保護児童援助費補助金につきましては、要保護児童の修学旅行費などの扶助費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援学級に在籍する児童の学用品費、給食費、修学旅行費、医療費などの扶助費に対する2分の1の国庫補助金であります。

続きまして、3節中学校費補助金、備考欄の学校施設環境改善交付金につきましては、大平中学校の校舎の不適格改築、大平中学校の屋内運動場の地震補強、栃木南中学校の武道場の改築工事、栃木東中学校ほか4校の防災機能強化に対する国庫補助金であります。

次の理科教育等設備整備費補助金につきましては、中学校における数学、理科教育関係備品等の購入に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の要保護生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、先ほど2節小学校費補助金で説明したものと同様で、中学校における国庫補助金であります。

続きまして、4節社会教育費補助金、備考欄の国宝重要文化財等保存整備費補助金につきましては、下野七廻り鏡塚古墳出土品保存処理事業に対する国庫補助金であります。

122、123ページをお開きください。3項4目1節教育総務費委託金、備考欄の人権教育総合推進地域事業委託金につきましては、平成25年度から平成27年度までの3カ年間、文部科学省からの委託事業として、都賀、西方地域を中心に実施いたしました人権教育総合推進地域事業の委託金であります。

以上で13款2項4目農林水産業手数料から14款3項4目教育費委託金までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 毛塚都賀産業振興課長。

○都賀産業振興課長（毛塚芳彦君） 続きまして、15款県支出金についてご説明いたします。

恐れ入りますが、130ページ、131ページをお開きください。2項4目1節農業費補助金、備考欄の1行目、ふるさと田園風景百選魅力向上支援事業費補助金については、大平地域のNPO法人大平山南山麓友の会及び都賀地域の大柿地区グリーンツーリズム推進協議会に対する県補助金であります。

次の環境保全型農業直接支援対策交付金につきましては、環境保全型農業直接支払交付金活動を実施した藤岡地域の4団体及び岩舟地域の1団体に対する交付金であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、国府南部地区で実施した地域農業水利施設ストックマネジメント事業、川原田、木野地地区及び吹上地区で実施した農業基盤整備促進事業の3事業に対する65%の補助金、また大平地区で実施した農業水利施設保全合理化事業に対する100%の補助金、県単独農業農村整備事業として三谷地区、細堀地区で実施した農道整備工事に対する30%の補助金と、梓地区で実施したため池補修工事に対する50%の補助金と、大平地域（真弓北地区）藤岡地域（新波地区）、都賀地域（赤津南部地区）及び（赤津北部地区）の各土地改良区が実施した各整備工事に対する35%の補助金であります。

次の首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、経営体育成支援事業費補助金や平成27年関東・東北豪雨に伴う被災農業者向け経営体育成支援事業補助金が主なものであります。

次の人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、農地中間管理機構を通じた農地集積の取り組みに対する機構集積協力金や新規就農者の定着を図る青年就農給付金が主なものであります。

次の被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金につきましては、平成26年2月の大雪被害による被災者向け経営対策育成支援事業費補助金でありまして、平成27年度に繰り越しをした補助金であります。

次の多面的機能支払い推進交付金につきましては、多面的機能支払い交付金活動を行っている組織に対する交付金であります。

次の地域農業担い手組織育成事業費補助金につきましては、地域の担い手として重要な集落営農組織を経営、技術面、両面から支援するとともに、ステップアップを目指す地域に根づいた強固な集落営農組織の育成を図る補助率2分の1の補助金であります。

次の経営所得安定対策直接支払い推進事業費補助金につきましては、経営所得安定対策の普及推進活動や対象作物の作付面積確認など事業推進に係る事務経費に対する補助金であります。

次のがんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給費補助金につきましては、東日本大震災における被害農家の経営安定のために農協等金融機関が行った融資に対する利子補給金のうち、県負担金に当たる補助金であります。

次の農業委員会交付金につきましては、農業委員会事務局の職員設置費に係る交付金であります。

次の国有農地等管理処分事業事務取扱交付金につきましては、国有農地の管理に対する交付金であります。

次の機構集積支援事業費補助金につきましては、農地台帳等の整備に対する補助金であります。

続きまして、2節林業費補助金、備考欄の上から1行目、松くい虫防除事業補助金につきましては、松くい虫の伐倒駆除に対する補助率10分の10の補助金であります。

次の森林整備地域活動支援交付金につきましては、間伐施業等を実施するための森林経営計画作成促進や施業集約化の促進などの地域活動の取り組みに対する支援交付金であります。

次のイノシシ捕獲促進強化事業費補助金につきましては、栃木市鳥獣被害防止計画に基づくイノシシ有害捕獲に係る事業費に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の元気な森づくり推進市町村交付金につきましては、明るく安全な里山林整備事業や森を育む人づくり事業費等に対する交付金であります。

以上、15款2項4目農林水産業県補助金の説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 渋江西方産業振興課長。

○西方産業振興課長（渋江和弘君） 続きまして、6目教育費県補助金についてご説明いたします。

恐れ入りますが、132、133ページをお開きください。1節教育総務費補助金、備考欄の就学児心臓検診充実強化事業補助金につきましては、就学児童に対し実施いたしました1,291人分の心臓検診に対する補助金であります。

次に、2節小学校費補助金、備考欄の栃木県被災児童生徒就学支援等事業交付金、1つ飛びまして、4節幼稚園費補助金、備考欄の栃木県被災児童生徒就学支援等事業交付金につきましては、東日本大震災により本市に避難しております小学児童及び幼稚園児への扶助費に対する10分の10の補助金であります。

次に、5節社会教育費補助金、備考欄1行目の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業補助金につきましては、学校、家庭、地域の連携、協力による地域ぐるみの教育を実施しておりますとちぎ未来アシストネット事業に対する補助金であります。

次の文化財保存事業費補助金につきましては、下野七廻り鏡塚古墳出土品保存処理事業及び県庁堀看板設置事業に対する補助金であります。

続きまして、7目災害復旧費県補助金についてご説明いたします。1節農林水産施設災害復旧費補助金、備考欄の上から1行目の農業施設災害復旧事業費補助金につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨により被災した農業施設の災害復旧工事に対する補助金であります。

次の農地災害復旧事業費補助金につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨により被災した農地の災害復旧工事に対する補助金であります。

続きまして、15款県支出金、3項委託金についてご説明いたします。134、135ページをお開きください。3項3目商工費委託金、1節商工費委託金、備考欄の首都圏自然歩道管理業務委託金につ

きましては、栃木市にある首都圏自然歩道関東ふれあいの道9.5キロ分の管理に対する県からの委託料であります。

続きまして、4目教育費委託金、1節社会教育費委託金、備考欄の地域連携重点推進モデル事業委託金につきましては、平成27年度栃木県から単年度の委託事業として、学校に配置された地域連携教育を中心に地域と連携した特色ある学校づくりの推進を図ることを目的に実施しました地域連携推進モデル事業費の委託金であります。

以上、15款2項6目教育費県補助金から15款3項4目教育費委託金までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 続きまして、16款財産収入についてご説明いたします。

136、137ページをお開きください。1項1目1節土地建物貸付収入、備考欄9項目めの勤労青少年ホーム自動販売機設置収入から蔵の街第1駐車場自動販売機設置収入までの3項目と、2項目飛びまして、国府公民館自動販売機設置収入、次の栃木第四地区コミュニティセンター自動販売機設置収入、続きまして138、139ページをお開きください。備考欄の大平図書館自動販売機設置収入から最後のつがスポーツ公園自動販売機設置収入の19項目、続きまして140、141ページをお開きください。備考欄の都賀体育センター自動販売機設置収入から、中ほどの岩舟公民館自動販売機設置収入までの7項目と、2項目飛びまして、かかしの里自動販売機設置収入、次のプラッツおおひら自動販売機設置収入につきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入であります。

4項目飛びまして、渡良瀬ふれあい農園土地貸付収入につきましては、農園利用者20名の貸付収入であります。

次の道の駅みかも自動販売機設置収入、続きまして142、143ページをお開きください。備考欄上から6項目めの道の駅にしかた自動販売機設置収入につきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入であります。

以上、16款1項1目財産貸付収入の説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 毛塚農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（毛塚政宏君） 続きまして、2目利子及び配当金につきましてはご説明いたします。

恐れ入りますが、144、145ページをお開きください。1節利子及び配当金、備考欄の下から9項目め、義務教育施設整備基金利子から、備考欄の下から2項目め、さくら基金利子までの8項目につきましては、各基金の元本に対する預金利子であります。

続きまして、2項1目1節土地売払収入、備考欄の2項目め、市有土地売払収入（教育総務課）につきましては、一般県道栃木岩舟線における道路拡張工事に大平南小学校の敷地の一部がかかったため、その土地代金の収入であります。

以上、16款1項2目利子及び配当金から16款2項1目不動産売払収入までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 横倉スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（横倉延男君） 続きまして、148、149ページをお開きください。17款寄附金についてご説明いたします。

1項5目1節農業費寄附金につきましては、収入はございませんでした。

続きまして、6目教育費寄附金でございますが、次の150、151ページをお開きください。1節教育総務費寄附金、備考欄の教育総務費寄附金につきましては、個人7名と2つの団体及び栃木市ふるさと納税による寄附金であります。

続きまして、2節社会教育費寄附金、備考欄の図書館振興基金寄附金につきましては、個人314名からの栃木市ふるさと納税による寄附金であります。

次のふるさと文化振興基金寄附金につきましては、個人250名と7団体からの寄附金であります。

続きまして、3節保健体育費寄附金、備考欄のスポーツ振興寄附金につきましては、個人505名と1団体からの寄附金であります。

続きまして、7目1節商工費寄附金、備考欄の商工観光振興寄附金につきましては、公益財団法人横山郷土館の解散に伴う寄附金であります。

156、157ページをお開きください。18款2項10目1節図書館振興基金繰入金、備考欄の図書館振興基金繰入金につきましては、栃木市図書館岩舟館の図書資料購入及び栃木市栃木図書館の青少年向け個人文庫の図書資料購入のための財源として、図書館振興基金からの繰入金であります。

続きまして、11目1節ふるさと文化振興基金繰入金、備考欄のふるさと文化振興基金繰入金につきましては、とちぎ蔵の街美術館作品収集事業費及び文化振興推進事業費の財源として、ふるさと文化振興基金からの繰入金であります。

続きまして、15目1節さくら基金繰入金、備考欄のさくら基金繰入金につきましては、西方地域、金崎の桜の枝剪定作業委託料の財源として、さくら基金からの繰入金であります。

158、159ページをお開きください。18目1節スポーツ振興基金繰入金、備考欄のスポーツ振興基金繰入金につきましては、少年スポーツ振興事業費の財源として、スポーツ振興基金からの繰入金であります。

続きまして、19目1節義務教育施設整備基金繰入金、備考欄の義務教育施設整備基金繰入金につきましては、小学校普通教室等エアコン設置事業費及び小学校洋式トイレ改修事業費の財源として、義務教育施設整備基金からの繰入金であります。

以上、17款1項5目農林水産業費寄附金から18款2項19目義務教育施設整備基金繰入金までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君）　続きまして、162、163ページをお開きいただきたいと思います。20款諸収入についてご説明いたします。

下のほうになりますが、3項3目1節労働諸費貸付金元利収入、備考欄の勤労者向け資金融資預託金元金収入につきましては、勤労者向け資金融資制度の原資として、中央労働金庫栃木支店へ支出いたしました預託金が、平成27年度末に返還されたものであります。

続きまして、4目1節農林水産業費貸付金元利収入、次のページ、164、165になりますが、備考欄の観光農園施設整備等資金貸付金元利収入（岩舟）につきましては、観光農園いわふねの施設整備等資金貸付金の元利収入であります。

続きまして、5目1節商工費貸付金元利収入、備考欄の1行目、中小企業向け資金融資預託金元金収入から中小企業緊急景気対策特別資金融資預託金元金収入の4項目につきましては、それぞれの融資制度の原資として栃木県信用保証協会ほか3金融機関へ支出しました預託金が、平成27年度末に返還されたものであります。

続きまして、7目1節教育総務費貸付金元利収入、備考欄の入学資金融資預託金元利収入につきましては、入学資金融資預託金元金と預託金預け入れに対して発生した利子であります。

続きまして、4項1目1節農業費受託事業収入、備考欄の農地中間管理機構業務受託収入につきましては、市が農地中間管理事業に係る業務の一部を実施するに当たっての受託料であります。

以上、20款3項3目労働費貸付金元利収入から20款4項1目農林水産業費受託事業収入までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君）　若林文化課主幹。

○文化課主幹（若林孝幸君）　続きまして、5項4目2節雑入の所管関係部分についてご説明いたします。

恐れ入りますが、170、171ページをお開きください。備考欄の14項目め、下からですと6項目めでございますが、損失補償回収金等（商工観光課）につきましては、栃木市中小企業緊急景気対策特別資金の損失補償に係る回収金などであります。

次の栃木県南公設地方卸売市場事務組合職員給与負担金等（農林課）につきましては、本市から栃木県南公設地方卸売市場事務組合へ派遣されている職員1名分の給与負担金が主なものであります。

恐れ入りますが、172、173ページをお開きください。備考欄の2項目め、電話使用料等（教育総務課）につきましては、記載にございませんが、大平南小物件移転損失補償が229万5,489円、部屋小学校スクールバス災害共済金が185万8,885円、それと小中学校の公衆電話使用料等9万1,770円でございます。

次の栃木中央小学校給食共同調理場給食費から、備考欄の下から1項目めの学校給食費滞納繰越分（学校教育課）（都賀）までと、174、175ページの備考欄の上から2項目め、学校給食費（学校

教育課）（西方）及び次の学校給食費（学校教育課）（岩舟）につきましては、市内44小中学校の児童生徒、教職員等を含めた給食費であります。

改めて174、175ページをお開きください。備考欄の上から1項目めの臨海自然教室送迎用バス借上費用保護者負担金（学校教育課）につきましては、臨海自然教室実施に伴う児童等送迎用バス借上料の保護者の一部負担金でありまして、1人当たり4,000円の1,139人分であります。

次に、2項目飛びまして、セミナー受講料等（生涯学習課）につきましては、栃木市民大学受講生受講料、科学する心を育む推進事業の参加費及び図書館複写サービス利用料等であります。

次のコピー機使用料等（栃木公民館）につきましては、栃木公民館のコピー機使用料であります。

次の少年スキー教室参加者負担金（スポーツ振興課）につきましては、スキー教室参加者100名分の負担金であります。

次のウォーキング大会参加者負担金（スポーツ振興課）につきましては、栃木市ウォーキング大会参加者945人分の負担金であります。

次の市町史売払収入等（文化課）につきましては、市町史売払収入のほか、とちぎ蔵の街美術館の展覧会図録等の売払収入、栃木文化講座受講料等の収入であります。

次のわくわく野外体験交流会参加料等（大平教育支所）につきましては、わくわく野外体験事業の開催はございませんでしたが、成人式実行委員会預金利子を計上したものであります。

次の電気使用料等（大平教育支所）につきましては、大平南体育館線下補償料、土地改良区電気使用料、それと大平公民館公衆電話使用料が主なものであります。

次のハイキング参加料等（藤岡教育支所）につきましては、市民ハイキング参加者のバス代負担金及びコピー機の使用料が主なものであります。

次の電気使用料等（西方教育支所）につきましては、総合公園運動場の電気料金に含まれる水道配水場に係る電気料のほか、各種スポーツ教室を開催した際の参加料であります。

次の岩舟文化会館自主事業収入等（岩舟教育支所）につきましては、自主事業開催時のチケット売り上げ収入などであります。

次の岩舟駅伝競走大会参加料（岩舟教育支所）につきましては、岩舟駅伝競走大会参加チームからの参加料であります。

次に、1項目飛びまして、農業者年金業務委託金等（農業委員会）につきましては、農業者年金への加入の促進、受給該当者の指導を行う事務費に対する委託金等であります。

176、177ページをお開きください。備考欄の上から3項目め、電話使用料等（産業振興課）（大平）につきましては、農村婦人の家の公衆電話使用料であります。

次に、5項目飛びまして、中ほどの道の駅みかも指定管理者市納入金等（産業振興課）（藤岡）につきましては、指定管理者からの市納入金等であります。

恐れ入りますが、178、179ページをお開きください。備考欄の上から1項目め、道の駅にしかた

指定管理者市納入金（産業建設課）（西方）につきましては、指定管理者からの納入金であります。

以上、20款5項4目雑入までの説明をいたしました。

以上をもちまして、平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の歳入の所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 以上で一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

◎認定第9号の説明聴取

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第2、認定第9号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

江連産業基盤整備課長、重立ったところに特化してご説明をいただければありがたいと、期待をしております。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） ただいまご上程いただきました認定第9号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の事項別明細書歳出からご説明いたしますので、恐れ入りますが、決算書の688、689ページをお開きください。1款産業団地造成事業費からご説明いたします。1項1目産業団地造成事業費につきましては、右の備考欄の千塚町上川原産業団地造成事業費をごらんください。まず、維持管理等委託料につきましては、平成26年度から継続で実施しております自然環境モニタリング調査業務委託料1,413万7,200円や公園緑地等地区内の除草等の維持管理業務203万8,100円が主なものであります。

次の産業団地造成事業等工事費につきましては、調整池工事1億4,446万800円や、地区内を流れる阿寺倉用水のつけかえ工事1億99万800円、盛り土等の造成工事6,148万4,400円、ほか3件の現年分の工事費でございます。

次の産業団地等工事費につきましては、平成26年度からの繰り越し工事でございます。団地にアクセスする市道の橋りょう下部工事4,809万6,000円ほか2件の工事の繰り越し分であります。

次のアクセス道路用地購入費につきましては、平成26年度からの、これも繰り越しでございます。967.26平方メートルの土地購入費であります。

次の土地購入費につきましては、平成26年度に未相続だった5人の方の用地費1万3,276平米の現年度分の土地購入費であります。

次の上水道事業者負担金につきましては、産業団地に配水するための水道事業者への平成27年度分の負担金であります。

続きまして、690、691ページをお開きください。2款公債費につきましてご説明いたします。1

項1目元金につきましては、元金の返済はありませんでした。

1項2目利子につきましては、平成26年度借り入れ分の市債償還利子の支払いであります。

以上で平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出の歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてのご説明をいたしますので、決算書の680、681ページをお開きください。1款繰入金につきましてはご説明いたします。1項1目1節一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、682、683ページをお開き願います。2款諸収入についてご説明いたします。1項1目1節雑入については、収入はございませんでした。

続きまして、次のページになります。684、685ページをお開きください。3款市債について説明いたします。1項1目1節産業団地造成事業債につきましては、平成27年度に実施した事業の財源に充当するための起債であります。

続きまして、686、687ページをお開きください。4款繰越金についてご説明いたします。1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成26年度から平成27年度への繰越金であります。

続きまして、692ページをお開きください。実質収支に関する調書であります。歳入総額5億2,351万5,000円、歳出総額5億2,335万9,000円であり、差引額は15万6,000円であります。差引額のうち繰越明許費の財源といたしまして6万円を繰り越しし、実質収支額9万6,000円は、平成28年度への繰り越しをするものでございます。

以上で、平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しになりますが、本件につきましては9月20日に開催する本常任委員会において審査を行うということになりますので、本日は聞きおく程度となります。

◎閉会の宣告

○委員長（千葉正弘君） 以上で産業教育常任委員会を終了いたします。

なお、委員の方は若干お残りいただきたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 零時07分）